

福島県内の商工業者及び
農林漁業者の方々への
支援策に係る要望書

平成29年5月31日

福島県

東日本大震災の発生から6年2か月が経過しました。

国におかれましては、福島復興再生特別措置法の改正を始め、産業復興再生計画・重点推進計画等に基づく所要財源の確保や規制の特例など、当県の産業復興に御尽力いただき、厚く感謝申し上げます。

しかしながら、いまだ6万人を超える県民が避難を続けるとともに、風評被害も根強く残る中、県内の商工業者及び農林漁業者の経営環境は、極めて厳しい状況が続いております。

例えば、避難等が指示された区域において、商工会の会員が地元で事業を再開した割合は24.0%（29年3月20日現在）、認定農業者が営農を再開した割合は27.6%（29年3月31日現在）と、いまだ低水準にとどまっており、避難指示が解除された後の課題も表出してきてています。

県いたしましては、「福島相双復興官民合同チーム」において、国とともに、事業者訪問や各種支援策の実施等に取り組み、事業者の事業・生業の再建に向けた活動を進めておりますが、県内商工業者及び農林漁業者の経営課題の解決や事業再開に向けた取組への支援について、迅速かつ的確に対応いただけますよう、次の事項を要望いたします。

平成29年5月31日

福島県知事 内堀 雅雄



目 次

I 商工業者への支援について	
1 企業誘致の促進	P 1
2 原子力災害対応雇用支援事業等の継続	P 1
3 避難地域における被災事業者等の支援	P 2
4 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続	P 2
5 被災中小企業の復旧・復興に向けた金融支援	P 2
6 公設商業施設運営経費への財政支援	P 3
7 産業人材育成への支援	P 3
8 放射線量測定指導・助言事業の継続	P 3
9 観光復興関連事業及び教育旅行への支援	P 4
II 農林漁業者への支援について	
1 イノベーション・コスト構想の実現	P 5
2 農林水産物の安全確保と風評対策の強化	P 5
3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 における食材等の提供実績のPR	P 6
4 福島県営農再開支援事業の基金積み増し及び事業の継続	P 6
5 放射性物質対策技術開発の継続	P 6
6 「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」後継事業の創設	P 6
7 有害鳥獣による農作物等被害防止対策の充実・強化	P 6
8 農業経営の復旧・復興のための金融支援の継続	P 7
9 東日本大震災農業生産対策交付金の予算確保	P 7
10 復興・再生に向けた人員及び予算の確保	P 7
11 避難指示区域における農地・農業用施設の維持管理への支援	P 7
12 森林における放射性物質対策	P 8
13 林業従事者の確保・育成	P 8
14 栽培きのこの生産再開に向けた支援	P 9
15 避難地域の解除に伴う林業・木材産業への支援	P 9
16 山菜・野生きのこの振興	P 10
17 木造公共施設等の整備促進	P 10
18 海岸防災林造成事業に係る予算の確保	P 10
19 水産業復旧関連事業の継続	P 10
20 種苗放流支援事業の継続	P 11

I 商工業者への支援について

1 企業誘致の促進

(1) 企業立地補助金の継続

① 地域経済産業復興立地支援事業（企業立地補助金）について、当県の産業復興を進めていく上で施策の柱となる企業立地を円滑に推進できるよう平成30年度以降の継続と柔軟な制度運用を図ること。

また、工業団地造成利子補給金事業の予算残額について、同じ地域経済産業復興立地推進事業である「ふくしま産業復興企業立地補助金」に活用できるようにすること。

② 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、当県においては、産業復興の拠点整備が徐々に進んでいるが、広範囲かつ長期にわたっている原子力災害からの当県産業復興のため、平成31年度以降も制度を継続するとともに、施策の柱となる企業立地推進のための必要で十分な措置を講じること。

また、制度の継続等については、当県の原子力災害被害の特殊性を考慮し、当県と十分に協議を行い、必要で十分な予算を確保すること。

③ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金について、今後、避難指示が解除される区域における帰還支援のため及び広範囲かつ長期にわたっている原子力災害からの当県産業復興のため、平成31年度以降も制度を継続するとともに、企業立地推進のための必要で十分な予算を確保すること。

(2) 工業団地造成利子補給事業の継続

企業立地の受け皿となる工業団地の整備を着実に推進するため、平成30年度以降も造成に係る借入金に対する利子補給を継続すること。

2 原子力災害対応雇用支援事業等の継続

(1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出により生活の安定を図るとともに、商工団体の復興支援員等による放射能測定検査や賠償請求支援、風評払拭事業等、原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、実施期間の延長と必要な予算を確保すること。

(2) 事業復興型雇用確保事業の継続及び採択要件緩和

平成30年度以降に開始する事業を対象とし、支給対象期間の延長や労働力不足、将来の産業を担う人材確保のため、被災求職者の要件を緩和するとともに、新規申請事業所以外の事業所も対象にするなど、採択要件の緩和を行うこと。

3 避難地域における被災事業者等の支援

被災12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、平成29年5月12日に成立した改正福島特措法に体制強化が位置づけられた福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チームの中核組織）により、個別の事業者等の活動に迅速に対応していく段階になっているため、国が引き続き主体的に関与するとともに、国・県・民間が一体となって動ける体制づくりなど同チームの支援体制の強化を確実に実施すること。

併せて、原子力被災事業者事業再開等支援事業や原子力災害被災地域創業等支援事業、福島県営農再開支援事業等の既存支援策を平成30年度以降も継続するとともに、十分な予算を確保すること。

4 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金や商工会館等施設等災害復旧支援事業）について、避難指示区域の解除に伴い、現地に帰還して復旧に着手する企業等の増加が見込まれることから、平成30年度以降も継続するとともに、十分な予算を確保すること。

5 被災中小企業の復旧・復興に向けた金融支援

(1) 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金の予算確保

原子力災害で被害を被った中小企業等が事業を継続・再開するため、中小企業等グループ施設等復旧整備に係る補助金等の自己負担部分に利用できる本貸付金について、補助金と連動した十分な予算を確保すること。

(2) 東日本大震災復興緊急保証の継続

東日本大震災による著しい被害によって経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化を図るため、東日本大震災復興復旧緊急保証を平成30年度以降も継続するとともに、超長期の償還制度を付与するなど制度を拡充すること。

(3) 特定地域中小企業特別資金の継続

原子力災害により移転を余儀なくされた中小企業等が事業を継続・再開するため、特定地域中小企業特別資金の貸付を平成30年度以降も継続すること。

(4) 二重債務問題解決のための支援の継続

原子力災害という特殊な事情から県内中小企業の多くは売上げ等が震災前に戻っておらず、震災前の債務が負担となって自立再建できない中小企業が多く存在する。また、被災した12市町村では事業再開が本格化するのはこれからの状況にあり、二重債務の債権買取は今後より一層の需要が見込まれることから、東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期間の平成30年3月以降の延長に必要な措置を講じるとともに、福島県産業復興機構の投資期間を平成30年4月以降も延長すること。

6 公設商業施設運営経費への財政支援

避難解除等区域においては、住民の帰還が進まず、帰還した住民の生活を支えるため市町村が先導的に整備した公設商業施設の安定的な運営が課題となっている。また、住民の帰還が進まないことにより、小売商業者の帰還が進まないという悪循環が生じている。

については、住民の買物環境を確保し、住民及び小売商業者の帰還を促進するため、市町村の公設商業施設が自立的な経営が可能になるまでの間、当県が実施する市町村公設商業施設の運営支援事業に対して予算を確保すること。

7 産業人材育成への支援

(1) 被災者等に対する職業能力開発施設（県立テクノアカデミー）授業料等減免措置に係る交付金措置の継続

地域の基盤産業の人材を育成している公共職業能力開発施設（県立テクノアカデミー）において、被災者の支援を行うため、授業料等減免措置に対する交付金等の措置を継続すること。

(2) 情報処理技能者（いわきコンピュータ・カレッジ）への運営補助の継続

情報処理技能者養成施設（いわきコンピュータ・カレッジ）のコンピュータリース料に要する経費に係る補助について、平成30年度以降も同様の内容で補助を継続すること。

8 放射線量測定指導・助言事業の継続

今年度同事業により実施されている、工業製品の放射線量の測定・指導・助言を今後も実施するため、平成30年度以降も当該事業を継続するとともに十分な予算を確保すること。

9 観光復興関連事業及び教育旅行への支援

(1) 観光の風評対策への支援

教育旅行を始めとした当県の観光客入込数は、依然として震災前の水準まで回復しておらず、被災地の現状を知る取組など長期にわたる対応が必要であることから、県が実施する教育旅行の誘致を始めとした風評対策や観光復興対策（特にインバウンド）に対し、引き続き財政支援を行うとともに、誘客に向けて国として積極的に協力すること。

(2) 海外からの誘客に向けた支援

中国など諸外国の渡航注意喚起の撤廃への働き掛けを行うとともに、当県に対する正しい理解を深めるための効果的な情報の発信と外国人観光客の誘致に努めること。

また、福島空港国際定期路線の早期再開を、政府が前面に立って関係国へ働き掛けること。

(3) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種イベントを当県で開催できるよう誘致に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、財政支援を講じること。

II 農林漁業者への支援について

1 イノベーション・コスト構想の実現

避難地域等の農林水産業の復興・再生を促進するため、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コスト）構想に基づく農林水産分野イノベーション・プロジェクトに掲げた技術の開発・実証を支援するとともに、開発した技術・機械等について、補助事業の対象とするなど既存制度の柔軟な運用により導入を支援すること。

また、当県水産業の復興・再生を図るため、福島県水産試験場の機能強化に必要な施設整備等について、引き続き予算確保を図ること。

2 農林水産物の安全確保と風評対策の強化

(1) 県産農林水産物の安全確保と風評対策の継続

当県農林水産業の再生のためには、根強く残る風評を払拭することが不可欠であるため、「福島県農林水産業再生総合事業」による生産から流通・販売に至る総合的な対策を風評の影響がなくなるまで継続的に実施できるよう「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会」での議論の進捗等も踏まえて必要な予算を確保するとともに、状況の変化に応じた柔軟な運用ができるようにすること。

(2) GAP認証の着実な推進のための支援の拡充

当県はJAグループとともに「ふくしま。GAPチャレンジ宣言」を行い、風評・風化対策の基盤となるGAP認証の取得に県を挙げて取り組んでいるが、その認証取得に必要な施設等の生産条件整備についても支援対象となるよう、制度の見直しを行うこと。

(3) 国による農林水産物の風評対策の強化

当県農林水産物の流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づき流通関係団体への指導等を一層強化すること。

また、消費者や流通業者等に対し、緊急時環境放射線モニタリングの検査体制や検査結果など農林水産物の安全性に関する情報の周知の徹底を図るとともに、諸外国に対する輸入規制解除の働きかけも含めた実効ある風評対策を強力に展開すること。

3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における食材等の提供実績のPR

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が提供する飲食サービスにおいて、本県産農林水産物が提供された場合に、その高い品質と安全性を世界に向けて効果的にPRできる方策について、組織委員会等と調整し、実現すること。

4 福島県営農再開支援事業の基金積み増し及び事業の継続

避難指示が解除された地域等において、農業者が帰還し、安心して営農再開できる環境を整備するため、福島県営農再開支援事業に必要となる基金を十分に確保すること。また、本格的な営農再開を図っていく上で、当面、平成32年度まで事業を継続すること。

5 放射性物質対策技術開発の継続

避難地域等において、農林漁業者が帰還し、安心して事業・生業を再開するため、国は責任を持って放射性物質対策技術開発に引き続き取組むこと。

6 「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」後継事業の創設

避難地域等における営農再開の加速化及び被災地域における水産業の復旧・復興を促進するため、引き続き先端技術を駆使した新しい農林水産技術の開発と体系化を図る必要があることから、現地における実規模での実用化研究に必要な「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」の後継事業を創設すること。

7 有害鳥獣による農作物等被害防止対策の充実・強化

本県は原子力災害事故に伴い、避難指示区域に接した阿武隈高地から阿武隈川以東の地区において、イノシシなど有害鳥獣の生息数が増加し、住民帰還や営農再開を進める上での大きな障害となっている。さらに、生息域及び被害は中通り地方や会津地方にも拡大し、その被害が大きな課題となっていることから、鳥獣被害対策を強化し広域的に取り組む必要がある。

本県では、鳥獣被害防止総合対策交付金（推進事業、整備事業）を活用し生息環境管理、被害防除、個体数管理の3つの対策を地域ぐるみで総合的に取り組むことを積極的に進めていることから、イノシシなどの捕獲活動に対する支援に加え、電気柵の設置などの整備事業についても十分な予算の確保を図ること。

8 農業経営の復旧・復興のための金融支援の継続

東日本大震災の被災農業者等に対する農業制度資金の融通については、平成26年度から原発事故の被災農業者等についても新たに対象として、最長18年間の無利子化措置や無担保無保証人での融資措置が継続されたところであるが、被災地域の復旧・復興には、なお時間を要する状況にあることから、農業経営の復旧・復興のための金融支援（財特法特例、無利子化及び無担保・無保証人措置）について、当面、平成32年度まで継続すること。

9 東日本大震災農業生産対策交付金の予算確保

地震・津波被害に加え、原子力発電所の事故により甚大な被害を被った当県農業の着実な復興を図るためには、農業生産力や自給飼料生産力の回復、販売力の回復が不可欠であることから、本交付金について十分な予算を確保すること。

また、震災復興特別交付税による負担軽減措置を継続すること。

10 復興・再生に向けた人員及び予算の確保

(1) 復興・再生に向けた人員確保

避難指示区域における早期の営農再開を図るためには、被災農地・農業用施設の復旧とともに効率的な営農を可能とするほ場整備を早急に進めることが不可欠となっていることから、農業農村整備に関する専門知識を有する人員を継続的かつ十分に確保する必要がある。

また、広大な海岸防災林の着実かつ計画的な復旧を図るため、専門的知識を有する人員を継続的かつ十分に確保する必要がある。

このため、国において、知事会などと連携を図りつつ、県や市町村に対する人員確保を支援するとともに、国からも中長期的な職員派遣を行うこと。

(2) 復旧・復興事業の現場技術業務に係る予算措置

職員派遣支援による十分な人員確保が困難な場合には、復旧・復興事業の現場技術業務を外部委託するために必要な予算措置を行うこと。

11 避難指示区域における農地・農業用施設の維持管理への支援

震災前に担い手農家とともに農地や農業用施設の維持管理を行っていた兼業農家や地域住民は、原子力災害により全国各地に長期避難を続けているため、共同で地域の農地維持活動に取り組むことが困難な状況である。

そのため、被災12市町村において、営農再開した農業者等のみでは、農地の草刈りや農道、水路などの農業用施設の維持管理を行うことが困難な地域について、通常の共同活動が可能となるまでの間、外部委託を含めた維持管理を可能とする交付金制度の創設を求める。

12 森林における放射性物質対策

森林における放射性物質対策について、以下の対策を講じること。

(1) 森林除染の促進

「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を踏まえ、市町村の要望に沿った除染対策が着実に進められるよう取り組むこと。

(2) 里山再生モデル事業の着実な実施

里山再生モデル事業について、関係市町村や林業関係者の意向を十分に踏まえた実効性のある対策を着実に実施すること。また、モデル地区の選定に至っていない市町村においては、早期に選定されるよう取り組むこと。さらに、事業に必要な予算を確保すること。

(3) 帰還困難区域における森林の現況調査

営林活動を見合わせている当該森林について、多面的機能の維持向上に向けた適正な森林管理活動が行われていないことから、現状把握に努めること。

(4) 調査研究の継続

「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を踏まえ、森林の放射線量のモニタリング、放射性物質の動態把握や放射線量低減のための調査研究などに引き続き取り組むこと。

(5) 情報提供の実施

「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を踏まえ、地域の要望に応じ、森林の放射性物質に関する知見等を分かりやすく丁寧に情報提供し、県民の安心・安全を確保する取組を継続して行うこと。

(6) 森林の再生対策事業の予算確保

間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に行うふくしま森林再生事業については、原発事故の影響を受けた本県の森林、林業、木材産業を再生する上で、効果的で欠かすことのできない事業であることから、中長期的な予算を確保すること。

13 林業従事者の確保・育成

(1) 新規参入等促進対策

林業就業者の確保と育成を図るため、緑の雇用事業における研修期間の空白期間を無くし通年雇用を図るために支援を拡充すること。

(2) 社会保障費用の充実

林業就業者の雇用環境の改善を図るため、事業主が負担する退職金共済掛金や雇用保険掛金の助成、一人親方労災保険掛金の助成を行うなど、社会保障の支援対策を創設すること。

14 栽培きのこの生産再開に向けた支援

(1) 出荷制限区域におけるきのこの生産再開に向けた支援

出荷制限で生産を休止しているきのこの生産者が生産の再開や原木栽培から菌床栽培への栽培形態等の切り替えを行うため、きのこの生産施設の整備や生産資材の調達について支援内容を拡大し、生産再開を促進する予算を確保すること。

(2) 原木きのこの生産再開に向けた支援

原木きのこの生産者が、生産再開や規模拡大を図るため、きのこ原木の購入価格において震災前より高くなった分（かかり増し経費）について、東京電力から賠償金が支払われるまでの間、必要な経費を支援するための予算を確保すること。

(3) 栽培きのこにおける生産資材の継続支援

栽培きのこの生産については、未だ震災前の状況に回復していないことから、原木やおが粉などの生産資材の調達について、引き続き十分な支援を行うこと。

15 避難地域の解除に伴う林業・木材産業への支援

(1) 放射性物質に対応した木材非破壊検査機器の導入と木材利用マニュアルの整備

避難指示解除区域内の放射線量率の高い地域における木材利用を進めるため、木材非破壊検査機器の導入を図る予算を確保するとともに、これらの検査機器を活用した木材利用に関する運用マニュアルを整備すること。

(2) 放射性物質により汚染された林産物の処理に関する継続支援

避難指示解除区域から今後産出される木材出荷に対応した、バーカーク処理に関する支援を継続する予算を確保するとともに、森林再生事業等の進展により新たに生産増加となるバーカーク処理の費用についても、被害の実態を踏まえたうえで賠償の対象とするよう東電に働きかけを行うこと。

(3) 高性能林業機械の導入支援制度の拡充

避難指示が解除された区域等における林業従事者の被ばく低減対策と森林整備の促進に必要な高性能林業機械の必要な予算を確保するとともに、導入支援の拡充をはかること。

16 山菜・野生きのこの振興

(1) 野生きのこの出荷制限

野生きのこについては、1品目でも基準値を超過した場合、市町村ごとに全ての野生きのこの出荷が制限されることから、山菜と同じように品目別の制限とすること。

また、出荷制限の解除に当たっては、品目毎の解除だけではなく、腐性菌や菌根菌等大きな分類ごとの解除について検討すること。

(2) 山菜の発生環境の整備

山菜の採取や出荷再開を進めるため、施肥等の放射性物質の吸収を抑制して山菜を生産することができる「モデル地区」を整備するための予算を引き続き確保すること。

(3) 非破壊検査機器の使用

効率的な出荷制限解除に向け、山菜や野生きのこを破壊せずに測定することができる食品用非破壊検査機器の使用を認めるとともに、必要な機器の配備を進めること。

17 木造公共施設等の整備促進

(1) 木造公共施設等の整備促進

木造公共施設等整備の加速化を図るため、森林林業再生基盤づくり交付金の予算の拡充や新たな支援施策を創出すること。

(2) 福島県産木材の積極的な活用

公共建築物等木材利用促進法に基づき国が整備する公共建築物や、オリンピック・パラリンピック関連施設や木製品において、本県で生産された木材が積極的に活用されるよう取り組むこと。

18 海岸防災林造成事業に係る予算の確保

海岸防災林造成事業実施に係る事業予算について、海岸防災林防災林の完成に向け、事業完了に至るまでの年度予算及び全体計画事業費を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

19 水産業復旧関連事業の継続

当県では、国の支援により漁場の復旧や、漁船、共同利用施設等の水産基盤の復旧を進めてきたが、原子力災害の影響によりこれらの復旧は他県より遅れている状況にあることから、当県水産業の復興のために必要な漁業生産基盤の一体的な復旧・復興に向け、引き続き予算を確保すること。

20 種苗放流支援事業の継続

当県では平成30年10月を目途に水産種苗研究・生産施設の整備を進めているが、種苗生産施設の復旧整備が完了し、震災以前同様、漁業者等の負担による種苗生産体制が整うまでの間、引き続き、種苗放流に取り組めるよう「被災海域における種苗放流支援事業」による支援を継続すること。

また、当県における原子力災害の特殊事情に鑑み、復興創生期間後においても支援を継続すること。